

長 建 協 発 第 7 5 号
平成 2 8 年 5 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「労働安全衛生法第 2 8 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり全建を通じ厚生労働省労働基準局長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。